釜石市職員の処分の公表について

条例に基づかない下水道排水設備指定工事店手数料の徴収に関係した職員に対する処分

被　処　分　者	事件当時者 　総務企画部　部長級　50 歳代 　総務企画部　係長級　40 歳代 関係職員 　総務企画部　部長級　50 歳代 　保健福祉部　主幹級　50 歳代
発　　令　　日	令和 7 年 7 月 16 日
処 分 の 内 容	文書による厳重注意
事 案 の 内 容	平成 27 年度当時、釜石市下水道排水設備指定工事店の指定手数料を定めるにあたり、条例に規定する必要性に気づかなかったもの。